

宜野湾市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱 改正後

平成24年4月6日

訓令16号

(趣旨)

第1条 この要綱は、宜野湾市財務規則(昭和57年宜野湾市規則第8号。以下「規則」という。)第98条の規定に基づく最低制限価格の設定について必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2条 最低制限価格を設定する契約は、原則として、予定価格が130万円を超える建設工事及び予定価格が50万円を超える委託業務(測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務(磁気探査も含む。)、補償関係コンサルタント業務、現場技術業務及び建設関連維持管理業務をいう。以下同じ。)とする。

(建設工事における最低制限価格(税抜)の決定)

第3条 最低制限価格(税抜)の算定方法は次のとおりとする。

(1) 予定価格算出の基礎とした設計書等に基づき、アからエまでに掲げる額の合計額とする。ただし、その額が設計金額(税抜)の10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。

ア 直接工事費の額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の7を乗じて得た額

(2) 前号の規定により難い特別なものについては、同号の規定にかかわらず、建設工事は設計金額(税抜)の10分の7以上とする。

2 前項の最低制限価格(税抜)の算定において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(委託業務における最低制限価格(税抜)の設定)

第3条の2 委託業務における最低制限価格(税抜)の算定方法は、次のとおりとする。

(1) 別表業種区分の項に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となつた①から④までの欄に掲げる額の合計額とする。ただし、地質調査業務以外に係る契約については、その合計額が設計金額(税抜)の10分の6に満たない場合にあっては10分の6とし、地質調査業務に係る契約については、その合計額が設計金額(税抜)の3分の2に満たない場合にあっては3分の2とする。

(2) 前号の規定により難い特別なもの(業務の種類が複数で構成される委託業務も含む。)については、同号の規定にかかわらず設計金額(税抜)の10分の6以上(地質調査業務にあっては3分の2以上)とする。

(3) 前2号の最低制限価格(税抜)の算定において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(予定価格及び最低制限価格の算定方法等の公表)

第4条 予定価格及び最低制限価格の算定方法等の公表については、次に掲げるとおり行うものとする。

(1) 予定価格は、規則第99条第2項の規定により事前公表を行うものとする。

(2) 最低制限価格に係る算定方法等は、事前に公表を行うことができる。

(落札者の決定)

第5条 規則第106条第3号の規定により、予定価格と最低制限価格との範囲内において最低価格の入札をした者を落札者とする。

2 前項の規定により、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか最低制限価格の設定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年4月9日から施行する。

附 則(平成24年6月20日訓令第19号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日訓令第14号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月14日訓令第2号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月1日訓令第8号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月26日訓令第11号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月15日訓令第10号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和6年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の宜野湾市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱の規定は、この訓令の施行の日以後に予算執行伺を起票する一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）について適用し、施行日前に予算執行伺を起票する競争入札については、なお従前の例による。

別表(第3条の2関係)

| 業種区分 | ① | ② | ③ | ④ |
|--------------------------|------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 測量業務 | 直接測量費 の額 | 測量調査費の 額 | 諸経費の額に10分 の4.8を乗じて得 た額 | |
| 建築関係の建設 コンサルタント 業務 | 直接人件費 の額 | 特別経費の額 | 技術料等経費の額 に10分の6を乗じ て得た額 | 諸経費の額に10 分6を乗じて得 た額 |
| 土木関係の建設 コンサルタント 業務 | 直接人件費 の額 | 直接経費の額 | その他原価の額に 10分の9を乗じて 得た額 | 一般管理費等の 額に10分の4.8を 乗じて得た額 |
| 地質調査業務(磁 気探査も含む) | 直接調査費 の額 | 間接調査費の 額に10分の9 を乗じて得た 額 | 解析等調査業務費 の額に10分の8を 乗じて得た額 | 諸経費の額に10 分の4.8を乗じて 得た額 |
| 補償関係コンサ ルタント業務 | 直接人件費 の額 | 直接経費の額 | その他原価の額に 10分の9を乗じて 得た額 | 一般管理費等の 額に10分の4.5を 乗じて得た額 |
| 現場技術業務 | 直接人件費 の額 | 直接経費の額 | その他原価の額に 10分の9を乗じて 得た額 | 一般管理費等の 額に10分の4.8を 乗じて得た額 |
| 建設関連維持管 理業務 | 直接工事費 の額に10分 の9.7を乗 じて得た額 | 共通仮設費の 額に10分の9 を乗じて得た 額 | 現場管理費の額に 10分の9を乗じて 得た額 | 一般管理費等の 額に10分の5.5を 乗じて得た額 |